

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社

(JASDAQ コード番号:7771)

代表者名 代表取締役社長 岡林 博

問合わせ先 執行役員 田崎 政己

(TEL (048)225-5311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款変更の理由につきましては、次のとおりであります。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1)決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第9条第1項を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第9条第2項および現行定款第12条の「当会社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続について株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第11条第3項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第12条に「株主の権利行使に際しての手続等」の文言を追加するものであります。

- (2)「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 10条および現行定款第11条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除す るものであります。
- (3)株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第11条第3項および現行定款第12条を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

- (4)当社の経営資源を集中すべく事業内容の見直しを行うため、現行定款第2条に ついて所要の変更を行うものであります。
- (5)当社は、現行定款におきまして、単元未満株式の買増しを規定しておりませんが、平成18年6月29日改正時に誤って単元未満株主の権利制限に、単元未満株式の買増しを請求することができる文言が入ってしまったため、現行定款第10条を変更し、単元未満株主が行使できる権利の範囲を明確化するものであります。
- (6)その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容 変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 24 日 (水) 平成 21 年 6 月 24 日 (水)

以上

| 【 別紙 】 | (下線は変更部分を示します。) |
|--|---|
| 現行定款 | 変更案 |
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条(条文省略) | 第1条(現行どおり) |
| (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的 とする。 | (目 的) 第2条(現行どおり) |
| 1.次の物品の製造、販売、および輸出入業(1)写真機、時計、時計側等精密機械器具(2)喫煙具、時計バンド等装身具・装飾品(3)運動競技用具および娯楽用具・玩具(4)通信機器およびその関連商品(5)貴金属商品(6)ステンレス、チタニューム等各種金属の熱処理および表面処理(7)メガネフレーム等光学商品(8)電子機器および部品(9)CD、ビデオ、DVD等の映像、音声ソフト(10)皮革および皮革製品類 | 1. (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9) (現行どおり) |
| (11) 日用雑貨、衣料雑貨 (12) 自動車、自動二輪車、船舶、航空機および内燃原動機の部品 (13) スポーツ用品 2. 前各号に対する投資、融資または第三者との共同経営 3.企業への出資および融資 4.不動産売買、賃貸借ならびに仲介および 斡旋 5. 前各号に関連または附帯する一切の業務 | (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) (現行どおり) 2. 前号に対する投資、融資または第三者との共同経営 (削除) (削除) (削除) |
| 第3条~第5条(条文省略) | 第 3 条 ~ 第 5 条(現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第6条~第8条(条文省略) | 第6条~第8条(現行どおり) |
| (株式の発行) 第 9条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。 2 前項の規定にかかわらず、当会社は 単元未満株式に係る株券を発行しな いことができる。 | (削除) |
| (単元未満株主の権利制限) 第10条 当会社の単元未満株主(実質株主を 含む。以下同じ。)は、以下に掲げる 権利以外の権利を行使することがで きない。 (1)会社法189条第2項各号に掲 げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求 する権利 | (単元未満株主の権利制限) 第 9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲 げる権利以外の権利を行使すること ができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に 掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定 による請求をする権利 |

- (3) 募集株式<u>または</u>募集新株予約権 の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の 買増しを請求することができる権 利

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によって選 定し、公告する。
 - 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第<u>12</u>条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第13条(条文省略)

第3章 株主総会

第14条~第15条(条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、 株主総会参考書類、事業報告計算書類 および連結計算書類に記載または表 示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものと みなすことができる。

第17条~第19条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第20条~第27条(条文省略)

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予 約権の割当てを受ける権利 (削除)

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によって選 定し、公告する。

(削除)

(株式取扱規程)

第<u>11</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条(現行どおり)

第3章 株主総会

第13条~第14条(現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第<u>15</u>条 当会社は、株主総会の招集に関し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したもの とみなすことができる。

第16条~第18条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第19条~第26条(現行どおり)

(取締役会規程)

第<u>28</u>条 取締役会に関する事項は、法令また は定款に定めるもののほか、取締役会 において定める取締役会規則による。

第29条~第31条(条文省略)

第5章 監査役および監査役会

第32条~第41条(条文省略)

第6章 会計監査人

第42条~第44条(条文省略)

第7章 計算

第45条~第48条(条文省略)

(新 設)

(取締役会規程)

第<u>27</u>条 取締役会に関する事項は、法令また は定款に定めるもののほか、取締役会 において定める取締役会<u>規程</u>による。

第28条~第30条(条文省略)

第5章 監査役および監査役会

第31条~第40条(現行どおり)

第6章 会計監査人

第41条~第43条(現行どおり)

第7章 計算

第44条~第47条(現行どおり)

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿 管理人の事務取扱場所に備え置き、株券 喪失登録簿への記載または記録に関す る事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当 会社においては取扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年 1月6日をもってこれを削除する。

以上